

札 電 協 第 58 号
令和 7 年 7 月 17 日

組 合 員 各 位

札幌地区電設工事安全衛生協議会 会長
(札幌電気工事業協同組合 理事長)
鈴 木 暁 彦

熱中症対策の義務化に伴う再周知と現場での実践対策について

平素より当組合活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 6 月 1 日より改正労働安全衛生規則の施行に伴い、熱中症予防対策の実施が義務化されました。つきましては、改めて本対策の主旨を再周知するとともに、現場における具体的な取り組みについて下記の通りお知らせいたします。

1. 義務化の主な内容

- ・暑熱環境下での作業においては、WBGT 値の測定・記録が義務
- ・作業環境の温度管理、作業時間の調整、作業員の健康管理など、必要な措置を講じることが義務化
- ・教育・訓練の実施も求められています

2. 現場で実践すべき熱中症対策

以下の具体的対策を確実に実施してください。

- ✓ WBGT（暑さ指数）を測定し、基準に応じた作業管理を行う
 - WBGT 値が 28 以上の場合、こまめな休憩を必ず実施
 - 測定結果は記録し、管理者が日々確認
- ✓ 水分・塩分の補給を徹底
 - 1 時間ごとに 1 回以上の水分補給を促す
 - 塩飴や経口補水液などの塩分補給も行う
- ✓ 涼しい休憩場所の確保
 - 日陰・空調のある休憩場所を用意し、定期的な休憩を取らせる
- ✓ 体調確認の実施（作業前・中・後）
 - 作業開始前に「体調チェックシート」を用いて確認
 - 異常を感じた場合は作業を中止し、すぐに報告・対応
- ✓ 服装・装備の工夫
 - 通気性の高い作業着、遮熱ヘルメットの着用を推奨
 - 冷却ベストやネッククーラーの活用も有効
- ✓ 熱中症対策教育の実施
 - 年 1 回以上の教育を全作業者に実施
 - 熱中症の症状、応急処置方法、通報体制などを周知

3. 緊急時の対応体制

- ・熱中症が疑われる症状（めまい・吐き気・高体温など）があった場合は、直ちに救急搬送を検討し、責任者に報告してください。
- ・応急処置マニュアルを各現場に常備してください。

※別紙「熱中症の対策強化について」をご活用ください。

※札幌電協のホームページからダウンロードできます。

今後も、安全で健康的な作業環境づくりに向け、全員で取り組んでまいりましょう。
ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

札幌電協 調査課 小瀧（札幌地区電設工事安全衛生協議会事務局）

電話 （直通）231-1851 F A X （直通）231-1855

以 上